

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月14日
【報告者の名称】	株式会社芝浦電子
【報告者の所在地】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目1番24号
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目1番24号
【電話番号】	(048)615-4000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 星ノ谷行秀
【縦覧に供する場所】	株式会社芝浦電子 (埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目1番24号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社芝浦電子をいいます。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書の提出に係る公開買付け(以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) ミネベアミツミ公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条のもとで定められた規則は、ミネベアミツミ公開買付けには適用されず、ミネベアミツミ公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、ミネベアミツミ株式会社(以下「ミネベアミツミ」といいます。)及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当該法人の子会社及び関係者(affiliate)(以下「関連者」といいます。)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注11) ミネベアミツミ、ミネベアミツミ及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を自己又は顧客の勘定で、ミネベアミツミ公開買付けの開始前、又はミネベアミツミ公開買付けにおける買付等の期間(以下「ミネベアミツミ公開買付期間」といいます。)中にミネベアミツミ公開買付けによらず買付等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。

- (注12) ミネベアミツミ公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。ミネベアミツミ公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注13) 本書及び本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。ミネベアミツミ、当社又はそれらの関連者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点でミネベアミツミが有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、ミネベアミツミ、当社又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、令和7年5月2日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) ミネベアミツミ公開買付けに関する意見の根拠及び理由

ミネベアミツミ公開買付けの概要

ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(7) ミネベアミツミ公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約(創業家)

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

(訂正後)

< 前略 >

(注1) ミネベアミツミは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づく事前届出が必要になると判断しており、2025年4月11日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日に受理されているとのことです。ミネベアミツミは、公正取引委員会から2025年5月8日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び取得禁止期間を30日間から27日間に短縮する旨の同日付「禁止期間の短縮の通知書」を同日受領したため、2025年5月9日から当社株式を取得することが可能となっているとのことです。

ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付けに際し、当社の株主との間で、合計3,520,108株(所有割合(注2)合計:23.35%)の当社株式について、当社の株主がミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約を締結しているとのことです。2025年4月10日付で、当社の株主である()日星電気株式会社(以下「日星電気」といいます。)との間で、その所有する当社株式341,000株(所有割合:2.26%)の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(日星電気)」といいます。)を、()日星オプト株式会社(以下「日星オプト」といいます。)との間で、その所有する当社株式100,000株(所有割合:0.66%)の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(日星オプト)」といいます。)を、()日本光電工業株式会社(以下「日本光電工業」といいます。)との間でその所有する当社株式61,226株(所有割合:0.41%)の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(日本光電工業)」といいます。)を、()株式会社埼玉りそな銀行(以下「埼玉りそな銀行」といいます。)との間で、その所有する当社株式695,640株(所有割合:4.61%)の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(埼玉りそな銀行)」といいます。)を、()ジェイアンドエス保険サービス株式会社(以下「ジェイアンドエス」といいます。)との間で、その所有する当社株式213,310株(所有割合:1.41%)の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(ジェイアンドエス)」といいます。)を、()りそなリース株式会社(以下「りそなリース」といい、日星電気、日星オプト、日本光電工業、埼玉りそな銀行、ジェイアンドエスと併せて「本応募合意株主(公表時締結)」といいます。)との間で、その所有する当社株式13,310株(所有割合:0.09%)の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約(以下、本応募契約(日星電気)、本応募契約(日星オプト)、本応募契約(日本光電工業)、本応募契約(埼玉りそな銀行)及び本応募契約(ジェイアンドエス)と併せて「本応募契約(公表時締結)」といいます。また、以下、本応募契約(公表時締結)において本応募合意株主(公表時締結)がミネベアミツミ公開買付けに応募することを合意している本応募合意株主(公表時締結)が所有する当社株式を総称して「本応募株式(公表時締結)」といいます。)を締結しているとのことです。また、ミネベアミツミは、ミネベアミツミ取引の公表を行った2025年4月10日以降に、本応募合意株主(公表時締結)以外の当社株主の一部と協議を行い、複数の個人株主である当社の創業家一族の一部(北村幸榮氏(所有株式数:232,600株、所有割合:1.54%)及び浅野眞木子氏(所有株式数:167,600株、所有割合:1.11%))を含み、以下「本応募合意株主(4月22日付締結創業家)」といいます。)(所有株式数合計:536,502株、所有割合合計:3.56%)との間で、2025年4月22日付で、本応募合意株主(4月22日付締結創業家)が所有する当社株式の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(4月22日付締結創業家)」といいます。)を締結しているとのことです。その後、本応募合意株主(4月22日付締結創業家)以外の複数の個人株主である当社の創業家一族(以下「本応募合意株主(5月13日付締結創業家)」といい、本応募合意株主(4月22日付締結創業家)と併せて「本応募合意株主(創業家)」といいます。なお、各本応募合意株主(5月13日付締結創業家)の所有割合はそれぞれ1%以下とのことです。)(所有株式数合計:160,600株、所有割合合計:1.07%)との間で、2025年5月13日付で、本応募合意株主(5月13日付締結創業家)が所有する当社株式の全てについてミネベアミツミ公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(5月13日付締結創業家)」といい、本応募契約(4月22日付締結創業家)と併せて「本応募契約(創業家)」といいます。また、以下、本応募契約(創業家)において本応募合意株主(創業家)がミネベアミツミ公開買付けに応募することを合意している本応募合意株主(創業家)が所有する当社株式を総称して「本応募株式(創業家)」といいます。)を締結しているとのことです。

< 後略 >

ミネベアミツミがミネベアミツミ公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
(訂正前)

< 前略 >

なお、ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付けの成立確度を高くするため、4月1日に大和証券を通じて当社の複数の大株主に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募の打診を行ったとのことです。その後ミネベアミツミは、2025年4月7日に日星電気及び日星オプトとの間で、4月8日に日本光電工業との間で、4月9日に埼玉りそな銀行及びりそなリースとの間でそれぞれ面談を行い、ミネベアミツミ取引の意義・経緯やミネベアミツミ取引後の経営方針等に関して説明を行い、ジェイアンドエスに対してミネベアミツミ公開買付けへの応募の打診を行ったとのことです。そして本応募合意株主(公表時締結)における検討を経て、2025年4月10日付で、本応募合意株主(公表時締結)との間で本応募契約(公表時締結)を締結したとのことです。また、2025年4月10日以降、ミネベアミツミは、大和証券を通じて、2025年4月17日から、本応募合意株主(創業家)にミネベアミツミ公開買付けへの応募の打診を行い、同月20日に本応募合意株主(創業家)に大和証券よりミネベアミツミ取引の意義・経緯に関して説明を行いました。本応募合意株主(創業家)における検討を経て、2025年4月22日付で、本応募合意株主(創業家)との間で本応募契約(創業家)を締結したとのことです。加えて、ミネベアミツミは、2025年4月11日に三菱UFJ銀行との間で面談を行い、ミネベアミツミ取引の意義・経緯やミネベアミツミ取引後の経営方針等に関して説明を行いました。三菱UFJ銀行における検討を経て、2025年4月22日付で、三菱UFJ銀行との間で、本応募契約(三菱UFJ銀行)を締結したとのことです。さらに、ミネベアミツミは、大和証券を通じて、2025年4月11日に当社の株主である明治安田生命に、同月14日に武蔵野銀行に、それぞれミネベアミツミ公開買付けへの応募の打診を行い、各株主における検討を経て、2025年5月1日付で、明治安田生命及び武蔵野銀行との間で、それぞれ本応募契約(明治安田生命)及び本応募契約(武蔵野銀行)を締結したとのことです。本応募契約の詳細は、下記「(7) ミネベアミツミ公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約(公表時締結)」、「本応募契約(創業家)」、「本応募契約(三菱UFJ銀行)」、「本応募契約(武蔵野銀行)」及び「本応募契約(明治安田生命)」をご参照ください。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

なお、ミネベアミツミは、ミネベアミツミ公開買付けの成立確度を高くするため、4月1日に大和証券を通じて当社の複数の大株主に対してミネベアミツミ公開買付けへの応募の打診を行ったとのことです。その後ミネベアミツミは、2025年4月7日に日星電気及び日星オプトとの間で、4月8日に日本光電工業との間で、4月9日に埼玉りそな銀行及びりそなリースとの間でそれぞれ面談を行い、ミネベアミツミ取引の意義・経緯やミネベアミツミ取引後の経営方針等に関して説明を行い、ジェイアンドエスに対してミネベアミツミ公開買付けへの応募の打診を行ったとのことです。そして本応募合意株主(公表時締結)における検討を経て、2025年4月10日付で、本応募合意株主(公表時締結)との間で本応募契約(公表時締結)を締結したとのことです。また、2025年4月10日以降、ミネベアミツミは、大和証券を通じて、2025年4月17日から、本応募合意株主(4月22日付締結創業家)にミネベアミツミ公開買付けへの応募の打診を行い、同月20日に本応募合意株主(4月22日付締結創業家)に大和証券よりミネベアミツミ取引の意義・経緯に関して説明を行いました。本応募合意株主(4月22日付締結創業家)における検討を経て、2025年4月22日付で、本応募合意株主(4月22日付締結創業家)との間で本応募契約(4月22日付締結創業家)を締結したとのことです。加えて、ミネベアミツミは、2025年4月11日に三菱UFJ銀行との間で面談を行い、ミネベアミツミ取引の意義・経緯やミネベアミツミ取引後の経営方針等に関して説明を行いました。三菱UFJ銀行における検討を経て、2025年4月22日付で、三菱UFJ銀行との間で、本応募契約(三菱UFJ銀行)を締結したとのことです。さらに、ミネベアミツミは、大和証券を通じて、2025年4月11日に当社の株主である明治安田生命に、同月14日に武蔵野銀行に、それぞれミネベアミツミ公開買付けへの応募の打診を行い、各株主における検討を経て、2025年5月1日付で、明治安田生命及び武蔵野銀行との間で、それぞれ本応募契約(明治安田生命)及び本応募契約(武蔵野銀行)を締結したとのことです。ミネベアミツミ公開買付けが開始された2025年5月2日以降、ミネベアミツミは、大和証券を通じて、2025年5月7日から、本応募合意株主(5月13日付締結創業家)にミネベアミツミ公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主(5月13日付締結創業家)における検討を経て、同月13日付で本応募契約(5月13日付締結創業家)を締結したとのことです。本応募契約の詳細は、下記「(7) ミネベアミツミ公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約(公表時締結)」、「本応募契約(創業家)」、「本応募契約(三菱UFJ銀行)」、「本応募契約(武蔵野銀行)」及び「本応募契約(明治安田生命)」をご参照ください。

< 後略 >

(7) ミネベアミツミ公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約(創業家)

(訂正前)

ミネベアミツミは、本応募合意株主(創業家)との間で、2025年4月22日付で本応募契約(創業家)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(創業家)が、本応募株式(創業家)の全て(536,502株、所有割合：3.56%)について、ミネベアミツミ公開買付けが開始された場合、ミネベアミツミ公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しないことを合意しているとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

ミネベアミツミは、本応募合意株主(4月22日付締結創業家)との間で、2025年4月22日付で本応募契約(4月22日付締結創業家)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(5月13日付締結創業家)との間で、同年5月13日付で本応募契約(5月13日付締結創業家)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(創業家)が、本応募株式(創業家)の全て(697,102株、所有割合：4.62%)について、ミネベアミツミ公開買付けが開始された場合、ミネベアミツミ公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しないことを合意しているとのことです。

< 後略 >

以 上